

## コーポレート・ガバナンス

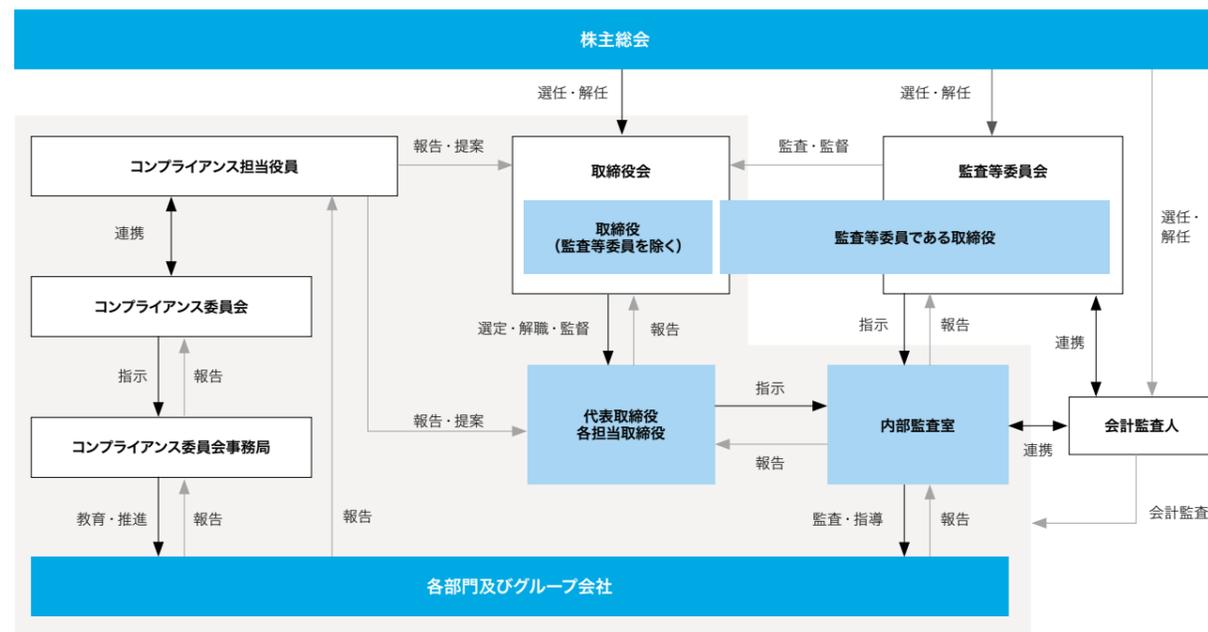
### ● 経営の透明性を高めるガバナンスの強化

PPIHグループは、企業原理である「顧客最優先主義」を徹底し、コーポレート・ガバナンスとコンプライアンスの強化を図るとともに、積極的なディスクロージャーを行い、社会と共生する当社への理解を深めていただくことが、企業価値増大のための重要な経営課題であると位置付けています。高い倫理観に則った事業活動こそが、企業存続の前提条件であるとの理念に立ち、社内での

早期対応体制を構築し、社外専門家の助言を仰ぎながら、企業統治体制とその運営の適法性を確保しています。

とりわけコンプライアンスについては、これまで以上に組織体制を強化するとともに、法令遵守意識の向上、経理部門及び内部監査部門、検査・調査部門の強化などの取り組みの徹底と充実に努めながら、企業活動を推進していきます。

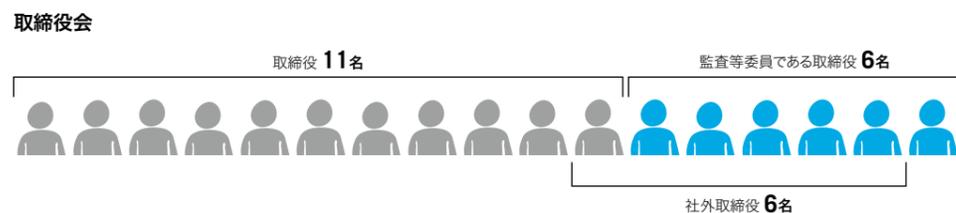
コーポレート・ガバナンス体制図（2020年10月12日現在）



#### 取締役会

当社は、取締役会を月1回以上開催し、企業価値向上に向けた当社の重要な経営戦略の策定などについて活発な議論を行っています。取締役会は17名で構成されており、株主の皆さまと同じ独

立した視点と幅広い見識を取り入れるべく、社外取締役6名（うち5名は監査等委員）を選任しています。



#### 監査等委員会

監査等委員会は、6名のうち5名が社外取締役で構成されており、取締役の職務の執行状況等についての監査を行い、必要に応じて会計監査人と連携を行うなど有効に監査が行われる体制になっています。また、監査等委員である社外取締役5名全員が独

立役員として選任されているため、全社経営戦略の策定をはじめとする会社運営上の重要事項について、一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立した立場で幅広い見識を取り入れることが可能であり、適切な経営判断が行われる体制になっています。

### ● 経営の透明性を高めるガバナンスの強化

社外取締役は経営に関する専門知識・経験等に基づき、社外の立場から経営に関する意見や指摘を行い、経営の健全性・透明性の向上等を期待して選任しています。社外取締役を選任するための独立性に関する基準や方針として明確に定めたものはありま

せんが、その選任に際しては、当社経営陣からの独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しています。

監査等委員である社外取締役(独立役員)の選任理由と取締役会/監査等委員会の出席状況

氏名	選任理由	出席状況	
		取締役会	監査等委員会
井上 幸彦	警視総監等の要職を歴任しており、その経験を活かし、客観的な立場から職務を適切に遂行されると判断しています。	100%	100%
吉村 泰典	内閣官房参与、大学教授や各種学会理事長等の要職を歴任しており、その経験を活かし、客観的な立場から職務を適切に遂行されると判断しています。	92%	93%
福田 富昭	公益財団法人日本レスリング協会会長等の要職を歴任しており、その経験を活かし、客観的な立場から職務を適切に遂行されると判断しています。	100%	100%
西谷 順平	大学の経営学部教授として、会計や経済について高度の専門知識と幅広い経験を有しており、それらを活かし、職務を適切に遂行されると判断しています。	100%	100%
吉野 正己	弁護士として企業法務等に精通し、高度の専門知識と幅広い経験を有しており、それらを活かし、職務を適切に遂行されると判断しています。	100%	100%

### ● 取締役会から経営陣への委任範囲

当社は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役会の決議による重要な業務執行の決定の全部または一部を、取締役会に委任しています。

規程において、取締役をはじめとする経営陣及び経営幹部に委任される事項を、その重要性や金額などによって明確に定めるなど、事業運営に関するガバナンスの充実に努めています。

さらに当社は、激変する外部環境に柔軟かつ迅速に対応するため、現場に対して大胆な権限委譲を行っています。職務権限

### ● 取締役の職務執行

取締役の適正な職務執行を図るため、社外取締役を継続して選任し、取締役の職務執行の監督機能を向上させるとともに、社外取締役を含む監査等委員会が、取締役（監査等委員である取締役を除く）と独立した立場から、公正で透明性の確保された監査を徹底しています。

規程の見直しや整備を適時適切に行っています。経営環境の変化に応じて、組織・業務運営体制の見直しも柔軟に行います。

また、取締役の職務執行に関する情報の保存及び管理については、株主総会議事録、取締役会議事録及び重要な会議の議事録、並びにこれらの関連資料を保存し、管理するための担当部署を置き、これらを10年間保存し、必要に応じて閲覧が可能な状態を維持しています。

さらに、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するために、取締役の職務分掌と権限を明確にし、組織体制に関する

### ● 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、2016年9月28日開催の第36期定時株主総会において定款の変更が決議され、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。監査等委員会を設置し、監査等委員

である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実及び企業価値の向上を図ることを目的としています。

## コーポレート・ガバナンス

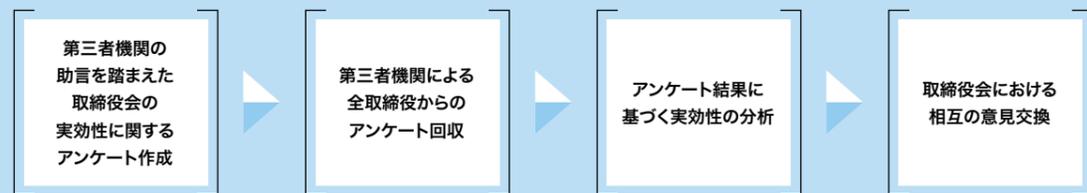
### 取締役会の実効性評価

当社取締役会は、少なくとも1年に1回以上、第三者機関を利用して取締役会の実効性を評価しています。2020年6月期は、取締役会メンバーが経営理念を十分に踏まえた活発な議論をもとに適切かつ迅速な意思決定を行っています。また、内部管理体制のモニタリングをはじめ、厳格な監督機能を発揮することで、中長期的な企業価値向上に実効的な役割を果たしていることを確認す

ることができたため、取締役会の実効性は確保されているものと評価しています。

一方で、指名・報酬に関する透明性のさらなる向上やESG対応等、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた体制の強化が求められる結果となりました。

#### 評価プロセス



#### 2020年6月期の評価結果の概要

当社取締役会の強み	当社取締役会の課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>経営理念等を十分に踏まえた取締役会運営</li> <li>内部通報制度をはじめとする適切な管理体制の構築及び監督の実践</li> <li>社外取締役の経験を活かすための適切な機会の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資本コストを意識した経営戦略の策定、ESG項目のさらなる取り組み強化</li> <li>指名・報酬に関する透明性のさらなる向上</li> <li>取締役へのトレーニング機会の創出と内容の高度化</li> </ul>

上記の評価結果を踏まえ、今後、課題解決に向けた取り組みを進め、取締役会の実効性の一層の強化に努めるとともに、ガバナンス体制の拡充を図っていきます。

### 役員報酬制度

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については、株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で、経営成績、財務状況及び経済情勢を考慮のうえ、取締役会で決定しています。また、監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で、監査等委員の協議により決定しています。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬は年額600百万円以内とし、基本報酬とは別枠の株式報酬型ストックオプションとしての報酬を年額400百万円以内、監査等委員である取締役の基本報酬は年額100百万円以内とそれぞれ株主総会で決議しています。

### 株式報酬型ストックオプション

当社は2014年9月から、役員退職慰労金制度を廃止するとともに、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主さまと共有し、取締役の中長期的な業績向上と企業価値

向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるため、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、行使価格を1円とする株式報酬型ストックオプション制度を導入しています。

#### 2020年6月期の役員報酬

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	199	199	-	-	-	11
取締役(監査等委員)(社外取締役を除く)	2	2	-	-	-	1
社外役員	29	29	-	-	-	5
合計	230	230	-	-	-	17

### コンプライアンス委員会の設置

弁護士及び社外取締役などの外部有識者を中心として、不正防止の立案、検査及び調査の計画立案・検証、他社不正事例の共有と検証などを行っています。社外弁護士を委員長とする「コンプライアンス委員会」は、取締役、執行役員、社外取締役（監査等委員）、複数名の社外弁護士で構成されています。

さらに、業務の適正を確保するための整備として、コンプライアンス担当役員を任命し、コンプライアンス及び内部統制に関する

事項を統括しています。また、コンプライアンス担当役員はコンプライアンス委員会と連携し、高い倫理観に則った事業活動を確保し、ガバナンス体制とその運営の適法性の確保に努めています。コンプライアンス担当役員とコンプライアンス委員会は、グループ会社も含めた組織横断的なコンプライアンス上のリスク分析と評価を実施し、リスクの最適化に対応しています。

### コンプライアンス強化の取り組み

当社はコンプライアンス強化の取り組みの一環として、法令や社内ルール違反について、従業員及び取引先などの通報窓口である「コンプライアンスホットライン」を設置しています。また、従業員とその家族の心とからだ、暮らしに関する悩みの解決を図

るため、「なんでもあんしん相談窓口」を設置しています。これらは社内規程に基づいて運用し、公正な取引と安全で安心な商品・サービスの提供につなげています。

